

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容 (令和6年4月1日適用)

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	<p>【改正前】 継続 8 時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11 時間以上とするよう努めることを基本、9 時間を下限</p> <p>※宿泊を伴う長距離運送の場合、8 時間下限が週 2 回まで可。 その場合、運行終了後 12 時間以上を確保。</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内</p> <p>【改正後】 原則13時間以下、最大 15 時間 14時間超は週 2 回までが目安</p> <p>※宿泊を伴う長距離運送の場合、16時間が週 2 回まで可。</p>	<p>【改正前】 (原則) 月 293 時間以内 (例外) 月 320 時間以内</p> <p>【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※ 1 月の時間外・休日労働が 100 時間未満となるよう努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) (その他個別の規定あり)
タクシー 	<p>【改正前】 継続 8 時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11 時間以上とするよう努めることを基本、9 時間を下限</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間</p> <p>【改正後】 原則13時間以下、最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安</p>	<p>【改正前】 月 299 時間以内 (日勤)</p> <p>【改正後】 月 288 時間以内 (日勤)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)
バス 	<p>【改正前】 継続 8 時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11 時間以上とするよう努めることを基本、9 時間を下限</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内</p> <p>【改正後】 原則13時間以下 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安</p>	<p>【改正前】 (原則) 週65時間以内(4週平均) (例外) 週71.5時間以内(同上) ※月換算で 原則281 (例外 309) 時間</p> <p>【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内など ※ 4 週平均の基準も選択可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) ・ 軽微な移動が生じた場合の特例 (新設)

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和6年4月1日適用）